

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日は、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則
  - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
  - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十一年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和

五十一年十月鳥取県条例第四十一号)中別表第一の改正規定のうち浜の上団地に関する部分及び別表第二の改正規定の施行期日は、昭和五十一年十一月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

五輪 一四、九〇〇円

を

五輪	一四、九〇〇円
浜の上	一一、九〇〇円

に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十一年十一月一日から施行する。